

柳井市告示第12号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和7年 3月26日

柳井市長 井原 健太郎



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	地区	面積 (ha)	筆数 (筆)	経営管理権の存続期間
集 R6-01	柳井市日積	14.7290	40	令和7年3月26日から令和12年3月31日まで

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

柳井市農林水産課 柳井市南町一丁目10番2号

柳井市のホームページ (<https://www.city-yanai.jp/>)

3 本公告により、柳井市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。